

官報

昭和三十一年二月十六日

○第二十四回衆議院會議錄第九号

昭和三十一年二月十六日(大曜日)

議事日程 第八号

昭和三十一年二月十六日

午後一時開議

一 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明

●本日の會議に付した案件

總評の春季闘争に関する緊急質問

(田中伊三次君提出)

春季賃上げ闘争に関する緊急質問

(赤松勇君提出)

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後一時三十分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

總評の春季闘争に関する緊急質問

(田中伊三次君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、田中伊三次君提出、總評の春季闘争に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

總評の春季闘争に関する緊急質問を許可いたします。田中伊三次君。

○田中伊三次君 私は、自由民主党を代表して、日本労働組合總評議會が現に行なっているいわゆる春季賃上げ闘争について、いささか所見を申し上げて、政府の御意見を伺っておきたいのであります。

總評の主張を拝見いたしますと、独占資本の利潤を吐き出させ、大衆の利益を守り、国民生活を防衛するといふのであります。しかし、国家内外の経済情勢から見ると、わが国経済の現段階を思ふとき、この際における、かかる大幅な大規模な賃上げ闘争が、果して国民生活防衛のために役立つかどうか、これが第一の問題点であります。

御承知のごとく、終戦十年にして、わが国経済はようやく立ち直り、時に、最近の経済情勢は好転のきざしも現われ、輸出は好調を示し、企業の業績も著しく向上しているかのごとくに見えるのであります。しかし、その好況に見える実態をいかに検討するならば、輸出の好調なるものは、世界各國のほとんどが、将来への国際競争に備えて、自国内の生産規模の拡大に力を入れ過ぎて、目の前の輸出を顧みない余地が少なかったからでありまして、この世界的情勢が、わが国の輸出を、ついに一時的な好況の姿にしておるのであります。各國がそれぞれ自国の生産規模の拡大を完成いたしましたのには、遠からずして激烈な国際競争に当面せざるはおれないというものが、世界経済情勢であると観測せられるのであります。このような立場に立つわが国経済のおもむくべき道は、ただ一つしかないものであります。それは、全力を尽して自己資本の蓄積に努力をし、生産規模を拡大し、生産性の向上を行ひまして、企業の内容を充実し、生産コストを引き下げて、ひいて物価の引き下げを行ひ、これによつて、内にあつては国内労働者諸君の實質的賃金の引き上げを招来するとともに、外に向つては国際価格のさや寄せに努力をし、さらに一段と輸出の飛躍的増進をはかることが、何よりも現下肝要なことであると存じます。(拍手)

かくのごとくに、自己資本を蓄積し、企業内容を充実し、大いに生産規模を拡大して、生産コストの引き下げを行ひ、国際競争に備えていくことは、同時に困難な雇用問題解決の一助ともなるのだ、こう思われるのであります。が、多数の失業者をかかえた現在のわが国において、取り急いで打つべき手は、賃上げ闘争ではなくて、生産拡大、雇用問題解決を急ぐことでなければならぬのであります。(拍手)これに關する政府の見解を、石橋通産大臣、倉石労働大臣から伺っておきたいのであります。

第二に、国家公務員、地方公務員など、公務員の賃上げ闘争について、また、三公社、五現業の公共企業体の賃上げ闘争について、政府の所見を聞きたいのであります。

一体、公務員の賃上げの道は、法律の定めるところに従つて、まず人事院が給与改訂の勧告を行ひ、これに基づいて給与法の改正が行われ、政府が予算の裏づけを行ふことによつてのみ公務員の給与の引き上げが行われるのであります。同僚諸君、企業のごとき争議行為を行ふことは厳に禁止されておることはもちろんであります。

さらに、注意すべきは、争議行為でなくとも、仕事の能率——役所の仕事、公共企業体については職場の仕事、役所、職場の仕事の能率を低下させるような一切の怠業的行為も、また争議行為と同様に、断じて許さないのであります。それは、国家公務員法九十八条、地方公務員法三十七条、これに厳として明文の存するところであるのみならず、公共企業体の職員にとるべき態度につきましても、公共企業法等労働関係法、この公労法の第十七条に同様趣旨の明文が存在するのであります。公務員は争議行為は禁止されておるが、また公共企業体の職員は争議行為は禁止されておるけれども、争議行為でない、それ以外のことは、何をやっても自由である、憲法に基づく団体行動権に基く行動であるから差しつかえがないなど申しますのは、この三つの法律の明文を説き及ぶ人々の言ひであります。(拍手)

しかるに、ここに注目すべきことは、政府は、従来の賃上げ闘争に對して、かくのごとき厳然たる法律があるにもかかわらず、この法規に基く取締りが十全でないといふ見るのであります。

まず第一に、休暇につきましては、組合の指令を受けて、同時多数の要求であることが客觀的に明らかである場合には、上司はこれに休暇を与えておるということが事実であります。休暇は権利であると主張する人々がありますが、休暇はすべて許可を必要とするものでありますから、正確には権利とは言えないのであります。休暇の許可を請求する権利があるというのが正当でありまして、これをもちつて直ちに休暇の権利ありと言ふことは妥当ではないと考へるのであります。(拍手)そこで、重要となりますのは、さて休暇を与える場合の許可の基準をどう扱うかとい

昭和三十一年二月十六日

衆議院會議錄第九号

總評の春季闘争に関する田中君の緊急質問

昭和三十一年二月十六日 衆議院會議録第九号 總評の春季闘争に関する田中君の緊急質問

う問題でございます。私は、組合の指令を受け、賃上げ闘争に参加するおそれのある各親情勢を認め得る場合において、先に申し述べました法律に基いて、職場の仕事の能率を著しく低下せしめるおそれありと考えられるので、断じて許可を与えるべきものにあらずと信ずるのでございますが、政府の見解を伺いたしたいと思います。(拍手)

次いで、定時出退行、ひいては超過勤務の拒否の問題でございます。組合側は、超過勤務を拒否することは労働基準法三十二条に基づくものだといつて、これを論拠としておるようでありまして、御承知の通り、公務員には労働基準法は適用はないのである。従つて、上司の命令あらば、その命令に従う義務があることは当然でございます。ただ、公共企業体につきましては、本来は労働基準法の適用があります。ありますが、三公社、五現業ともに、いずれも現在これに関する組合との協定が有効に成立いたしておりますので、これまた、超過勤務に関しては、上司の命令に服従する義務が協定の結果生じておるわけでありまして。(拍手)組合側のいうがごとくに、超過勤務の拒否が自由だなどということになるならば、それぞれの仕事の能率は著しく低下することとなり、勢い違法となるを免れないのでありますが、この点に関する政府の明快なる見解を伺つておきたいと存じます。

さらに、すわり込みについて一言いたします。一般の各種団体の行つたり込みの場合と同じように、組合の行つたり込み運動は陳情活動にすぎないといひ抗弁しておりますが、これくらい職場の仕事の能率を低下さす行動はあ

るまいと私は考へるのであります。政府の所見を明確にしたいのであります。もう一つ、ビケについて一言いたしますが、ビケは憲法二十八条に基づく団体行動権に基づく行動であると主張いたしておりますが、これは実に驚き入つた主張であります。ビケは本来争議行為としての罷業行為を完全ならしめるために行われる補助的な行為でありまして、罷業といふ本体的争議行為から、罷業という本体的争議行為としてのビケだけが許される筋はないのであります。(拍手)ビケは、争議行為として許される場合にのみ、補助的行為として許されるべきものでありまして、争議行為の禁止されておるところにビケだけが適法に存在するといふことは、理論の上からも断じて許されないことと存じます。

また、職場大会につきましても、仕事の能率を低下さすことは言ひまでもないのであります。以上申し述べましたような休暇闘争、定時出退行、超過勤務の闘争、すわり込み戦術、ビケないし職場大会の行為は、いずれも役所や職場における仕事の能率を著しく低下せしめるものと認めるので、先に申し述べました国家公務員法、地方公務員法、公務法の明文に基いて、断々固としてこれを取締り、官紀を保持し、もつて法の權威を維持すべきものであると信ずるのであります。私が、さらに、この際、取締りのやり方について一言いたしておきたいと存じます。

まず申し述べたいことは、官紀を保持し法の權威を維持するための取締り

といたしましては、言ひまでもないこととありますが、この法律に規定された罰則適用の面におきまして、警察力の動員、検査権の発動はもちろんで、行政面においては、何ものにもおそれず、峻厳な行政処分を断行するとともに、治安の面におきまして、特に慎重なる態度をもつてこれに臨む必要があり

ます。従来の取締り態度は、警察庁、警務庁、一般行政官庁相互間の連絡協調が十分ならざるうらみなしとしな

第三に、右に述べましたごとく、公務員並びに公共企業体の職員の賃上げ闘争は嚴重にこれを取り締ることになり

た、給与改訂については人事院の勧告に對しましては、前後數次にわたります

た、苦心を傾ける必要があります。また、給与改訂については人事院の勧告に對しましては、前後數次にわたります

すことは、春季賃上げ闘争に関連して、政府の労働政策の基本的態度につ

伺いをいたしましたして、私の質疑を終ることになります。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 田中君の御質問に對しまして、特に私から答弁をいたしまして、その他の点につきましては関係閣僚から答弁をしてみたい

有、御答弁申し上げます。(拍手) ○國務大臣(石橋湛山君) 田中君から御質問の中で、私に特に関連のある

全般的に申しますと、日本の経済はまだまだ実質資本の蓄積をうんと要する、実質資本をうんと蓄積して雇用量をふやす、同時に、その力によって生産性を向上することが、今日の場合においては何よりも大切と存じますので、田中君の御意見の通り、私としては、今日は単なる賃上げには賛成ができませんのであります。ぜひとも蓄積の増大に各党とも御努力下さるようお願い申し上げます。私の御答えとい

たします。(拍手)

○國務大臣(倉石忠雄) 田中さんにお答えいたします。

第一点の、経済情勢と賃上げのことにつきましては、ただいま通産大臣からお答え申し上げました通りであります。そこで、私は、給与担当の閣僚といたしまして、公務員のベースのことについて御報告を申し上げて、御了解をお願いいたします。

公務員に対する給与のベース・アップについては、二千円ベース・アップをなせというお話でございますが、昭和二十九年の一月に、人事院の報告に基いて、政府はベースを改訂いたしました。それ以来の物価の変動を見ますと、二十九年一月から三十年十二月までの間に、消費者物価は一・九%、小売物価は三・四%、卸売物価は五・五%の下落を来しているわけでありまして、その上に、三十一年度予算におきましては、政府は、鉄道運賃は上げないとか、消費者米価は引き上げないとか、それから、財政の乏しき中にもかかわらず、比較的少所得者に対しては減税をいたしているような実情でございますので、この際は公務員の

ベース・アップは不可能である、しかしながら、三十一年度予算において、公務員法に定められました定期昇給については、この原資を確保する、こ

ういう方針で進んでいる次第でございます。(拍手)

そこで、公務員の団体行動につきまして、田中さんから種々お尋ねがございました。これについて詳しく申し上げますと、時間がかかりましたから、官房長官談話を発表いたしておりました。政府の方針はあの通りでございますが、政府の方針はあの通りでございますが、御了承願います。そこで、あの方針によって私も善処いたして参りたいのであります。不承にして若

の違法な行為があるということであるならば、遺憾ながら、これは取り締まなければならないというわけでありま

す。

人事院報告及び仲裁裁定のお話でございます。人事院報告も仲裁裁定も尊重すべきものであることは、総理大臣の御説明の通りでございますが、ここに公務員の問題がございます。現在、すでに新聞の伝うところによれば、第一波といわれて、国鉄の従業員が争議行為に近いようなことをしているように伝えられておりますけれども、これはまことに残念に存ずるのであります。三公社、五現業の従業員は、法律の定めるところによりまして、昨年来、この公共企業体の調停委員会に、当事者双方が納得の上で、調停案をきめてくれというのを申請いたしているのではありません。しかるに、これに対して、一部の方から、ゼロ調停を出すというふうな政府の圧迫があるそうだが、そういうものは排除して、そうして労働組合側の要求の通り

の調停案を出すべしという、驚くべき申し入れをなしているのではありません。調停委員会や仲裁委員会というものは、なるほど司法裁判権はありますが、まいけれども、裁判所に近い厳正公平なる労働運動の取扱いをいたす機関であつて、これに対して、政府は、一部の人がいわれるように、これに干渉する考え方もございませぬし、また、さういふことを論ずるのははなはだ法律を侮辱するものであると存じまして、私はまことに残念にたえないのであります。

さらに、最後に、田中さんのお尋ねでございます。鳩山内閣の労働政策はどこにその基本的理念を置かうかというお尋ねでございますが、このことは、政府もしばしば声明いたしております通り、政府は、あくまでも、労使関係というものは平和裏に解決していくべきものであるという考え方は変らないのでございます。従つて、この内閣が成立いたしましたから、労働省内に、三者構成で、組合側も、経営者側も、第三者の公平な立場に立つておる学者その他の人々もお招きいたしまして、三十数名をもつて労働問題懇談会を開きまして、しばしば労働政策の基本的な問題についてお話し合いを願つて、これを政府の労働政策の参考とすべくいたしております。また、昭和三十一年度の予算にお願ひいたしてお

りますのは、企業別の労使協議会、いわゆる造船であるとか、あるいは鉄鋼であるとか、繊維であるとかいうような八八大産業に向ひましては、労使協議会を作りまして、そこで企業別に日本

の産業のあり方について御相談をいたしていこうというのでありまして、政府は、どこまでも健全なる労働運動を助成すると同時に、労働者諸君の御協力によって日本の産業を推進していくのが、鳩山内閣の労働政策の基本的なものの考え方でありまして、どうぞさうに御了承願います。(拍手)

○國務大臣(大庭秀雄) 労働運動の健全なる発達、私ども常に願つておるところでございます。従いまして、警察は決して労働争議に介入しようという考えは持ちません。ただ、しかしながら、もしその間に違法な行為があら

りましたならば、厳正公平にこれを取り締まるつもりでございますから、これだけははっきり申し上げておきます。(拍手)

春季賃上げ闘争に関する緊急質問(赤松勇君提出) ○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、赤松勇君提出、春季賃上げ闘争に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。

春季賃上げ闘争に関する緊急質問を許可いたします。赤松勇君。

〔赤松勇君登壇〕

○赤松勇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、春季闘争に関する質問を行いたいと思ひます。私の質問は、

鳩山内閣総理大臣に対する質問でございます。まず第一に、私は、政府の雇用及び賃金対策の根本政策について、鳩山総理大臣に質問をしたいと思ひるのであります。

政府及び日経連は、勤労所得が四九%にまでなつたのは、労働者の取り分が大きくなり、生活は向上し、家計が黒字になつてゐる証拠である、こ

う言つております。しかしながら、この資料の消費実態調査は、労働者の生計調査でなく、高級官吏、医師、商店主、工場主などの高所得の階層を多く含み、また、日雇い労働者や臨時工などの低所得の階層が少く含まれてゐるのであります。このことは、毎月勤労統計平均一万六千円以下の家計が全く赤字に苦んでゐるという事実を見ても明瞭でございます。

また、政府及び日経連は、あらゆる指標は労働者の賃金が戦前水準を越えた、こつ言つております。なるほど、労働者の実賃金指数は戦前水準に返つてはおります。が、しかし、この中には、戦前になつた勤労所得税その他の二〇%が含まれてゐる。その上、この指数は、家賃を月三百円という驚くべき低い水準に抑えて計算してゐるのであります。これらの誤りを訂正した

だけでも、実賃金は戦前の七〇%にしか當つておらないということが明らかになつてゐるのであります。(拍手)

この低賃金にもかかわらず、労働者諸君の努力によりまして、労働生産性は一七三、また、生産は戦前の一八

昭和三十一年二月十六日 衆議院會議録第九号 春季賃上げ闘争に関する赤松君の緊急質問

〇%を突破しようとしておるのであります。(拍手)

こうした低賃金の犠牲と労働生産性向上の上に、独占的大企業は利潤と企業

の独占化をどのように高めていったかといふと、まず、資本の独占化は、

三井、三菱、安田、第一、住友の五大財閥で、石炭四六%、鋼材二五%、造船八%、硫酸六六%、セメント六〇%、綿紡七七%の生産を握り、ま

た、昨年九月の決算を見ますと、三百三十四社の大会社は純利益六百七十八億を上げ、昨年三月に比較いたしま

して、百十億もの利潤は増大しておるのでございます。かかる利潤は、経営者が独占すべきでなく、低賃金と生産性向上の犠牲となつた勤勉なる労働者に当然公平に配分されるべきであると考

えるのでございますが、それにもかかわらず、日経連は、生産性が上つても、その利潤は労使の公平なる分配や雇用の拡大に向けず、資本の蓄積に向

けると言っておるのでございます。これはまさに炭流島の挑戦状ともいふべきであつて、日本社会党は断じて黙過し得ないのでございます。(拍手)

今次民間企業労働者の闘争は、このあくなき利潤の独占と、公正なる労働者の生活権擁護のための要求を拒否したことから発するのでありますから、その責任の一切は、独占資本と、それに相呼応して独占資本の低賃金政策を代弁、強行せんとする政府にあること

は、一点疑う余地のない事実であること存じます。しかして、生産性が高まつても雇用に向けないという日経連の声明は、政府政策の根本をなす経済五カ

年計画を根柢からくつがえすものといふなければなりません。政府は、経営

者が雇用量を拡大しないという方針、これをどう修正する考えであるか、この点、私はぜひ聞かしていただきたいと思つておるのであります。

御承知のごとく、資本主義下における雇用の選択権は、政府にはなく、経営者にあるのであります。彼らは、これを動かすことのできない固有の権利とし、自由主義経営の鉄則と考えてお

るのでございます。従つて、企業家の国営化をやるか、あるいは雇用強制法でも作つて彼らを規制する以外には、雇用の増大は期せられないのでございま

す。しかしながら、自由主義経済のもとでは、保守政権のもとでは、おそれくそれは困難なことであると思つてござ

います。かくして、もはや雇用の拡大は社会党の政策を待つ以外には断じて道はないといふことを、今や事実が立証しつつあるのでございます。

(拍手)日経連が利潤の公平な分配を拒否したことは、政府の常に言う労使協調の政策が根本からくずれ去つたものといわざるを得ないのでございま

す。これについて、鳩山内閣総理大臣の確信のある御答弁をお願いしたいと思

います。

なお、この際明らかにしておきたいのは、全企業の六〇%を占める中小企業の問題でございます。わが日本社会

党の中小企業に対する賃金対策は決して画一的なものではなく、その企業内容の実態に即して、すこぶる弾力性のある賃金対策を考えておる。それゆゑに、最低賃金法、家内労働法、下請調

整法等をもつてこの中小企業の保護救済を考えておるといふことを、この機会に明らかにしておきたいと思つてござ

います。

一般労働者の賃上げ要求を、一律同一の要求ではないかという批判を下して

おりますが、決してそうではござい

ません。現に、全駐留軍労働組合は八

百円、全国ガスは基準内の一五%、電

器労連は個別要求方式をとつてゐるのでござ

います。次に、私は、公務員の賃上げ要求について、この際一言しておきたいと思

います。封建的な主従関係から発達した近代社会における労使関係は、双方が平等の立場から交渉、協約するとい

ふ民主的の原則の上に立つておるのでござ

います。憲法第二十八條が示す團結権、団体交渉権がすなわちそれであり

ます。それゆゑに、国民の公僕である政府は、常に中立の立場に立つて労働

行政を行つべきであります。(拍手)話

し合ひの場合は団体交渉であり、最終的には、民間の場合は労働委員会、国鉄

等、三公社、五現業の場合は調停及び仲裁委員会であり、それに引きか

え、国家公務員は、今のところ、話し合ひの場を持つていないのでありま

す。昭和二十三年七月、マッカーサーは、公務員及び三公社、五現業から争

議権を奪ひ、その代償として、公務員及び三公社、五現業の給与が民間給与

を下回らないよう、人事院を設け、それに勧告権を与え、公共企業体には公

労法に基づく調停権を与えたのでありま

す。官公労の闘争は、かかる観点から批判すべきであると思つてございま

す。

国家公務員法及び公労法が制定されて以来、仲裁委員会の裁定は、十五件

のうち、わずかに三件実施されたにすぎないのであります。また、人事院

は、政府の圧力で、過去二年間民間給与を下回る事実を認認しながら、諸般の事情によりと称し、当然五%以上の物価及び生計費の増減のあつた場合勧告しなければならぬ法律上の義務を怠り、また勧告を無視して参つたのでござ

います。のみならず、物価の地域差による給与のアンバランスを補給する地域給の勧告も、政府は見向きもし

ないので、今日まで、じゅうりんしてき

たのでござ

います。(拍手)かくして、本来中立性を保持しなければならぬ政府みずから、日経連と相呼応し、政治権力行使して賃金ストップ政策を強行してきたのであつて、今次官公労の

闘争は、こうした政治的背景の上に自然発生的に起きたものといふなければ

なりません。(拍手)

人事院は、昨年七月十六日、公務員の給与は民間給与に比べ低位にある、と、国会及び内閣に報告している。その報告によれば、そのベースの基準となる八級職の公務員と民間給与とを比較してみますと、公務員は一万六千九百二十円であり、民間給与は一万八千八百二十円となつており、従つて、公務員と民間給与とは約二千円の差額があるものであります。加えて、その後半年間における民間給与の値上り分を加算いたしますならば、公務員と民間給与の差額は僅に二千円を上回つてゐるのであります。この政府の科学的と

称する統計を見ても、公務員の二千円アップの要求は断じて不当でないとい

われわれは確信をしておるのでござ

います。

わが党は、かかる観点から、事態の円満かつ合法的解決のために、人事院及び調停委員会に対しまして申し入れ

を行いました。岸幹事長は、これを調停委員会の中立性を侵すものとの談話を出しておられますけれども、調停委員会はベース・ダウンの機関ではなく、ベース・アップを調停する機関であり

ますから、ベース・アップを内容とする調停案をすみやかに出して、事態の円満な解決をはかれと申し入れることは当然であります。(拍手)社会党の態度こそ合法的であつて、調停委員会のゼロ調停を期待する政府及び自民党こそ調停委員会の中立性を侵すものとい

わなければなりません。(拍手)

次に、政府の警告の問題に移りたいと思

います。

休暇は、公共企業体職員はもとより、一般公務員についても、労働基準法三十九條及び同法運用によつて、年間二十日を認められたところの当然の権利であります。また、管理者の承認についても、これは一種の形式行為でありますので、今までの慣行として、事後の場合もあり得るのであります。また、ビケ、デモ等についても、争議権は奪われておるとしても、憲法第二十八條によつて、当然團結権、団体行動権は基本的な権利として認められておるのであります。労働法学者も、この点は、おおむね一致して認めておるところであります。(拍手)

また、政府は、定時退勤及び超過勤務拒否を違法とせきめておるが、定時に出勤し、定時に退勤することこそ、基準法に照らして守らなければならぬ当然の原則であります。超過勤務拒否については、いわゆる所定の労働時間外に過重な労働をなされるものであつて、超過勤務を実施するかいなか、その職員の健康その他の都合

にゆだねられてゐるものであり、強制するべき性格のものでは断じてないのであります。国家公務員について同法の準用はないと先ほど田中君は言いましたけれども、あの人は法律を知らないのかもしれない。国家公務員についても同法の準用は当然にあるということとを、この際申し上げておきたいと思ふのでございます。

要するに、われわれは憲法二十八条の見地からこの問題を論じており、政府及び自民党は古い官吏服務紀律の見地から論じているので、論争は平行線をたどつてゐるが、見のがすことのできない一つの事実は、労働者の団結権をこのように制限するのは、これを積み重ねることによつて、究極において憲法第二十八條の団結権、団体行動権を廃棄せんとする、政府と自民党の隠された反動的意図が背後にあるといふことをわれわれは指摘したいのでございませう。(拍手)わが党は、政府の、かくのごとき破壊的、挑発的、かつ恐怖政府を思わせる権力介入とあくまで戦ひ、憲法第二十八條を守る立場から、弁護士団を動員し、発生する具体的事件を法的に取り上げ、合法的な法廷闘争をもつて対抗することを考えているのであります。そこで、この際総理大臣にお伺ひしたいことは、具体的事件が発生し、法廷闘争となり、労働者の行動が違法行為でないとの判決があつた場合、政府のどなたが責任をおとりになるのか、総理みずから責任をおとりになるのか、それとも労働大臣か、この際確信のある御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

次に、私は、許しがたい政府の暴言について、この際政府の所信をお伺ひしたいと思ひます。それは、去る八日、自民党の総務会におきまして、船田長官はこう言つておる。自衛隊本来の使命は国内の治安維持にあるので、春季闘争がゼネストに発展して、警察力で収拾がつかず、自衛隊の出動を求められるようなことがあれば、当然自衛隊を出動すべきである、こう言つておるのであります。おそろく、この船田長官の総務会における発言によつて、今や自衛隊の本質が明瞭になつたと思ふ。自衛隊は国を守る軍隊ではなくして、この自衛隊こそ、独占資本家を守る自衛隊であり、自由民主党の自衛隊であるといふことは明瞭になつたのであります。(拍手)

さらに、自由民主党は、先般きわめて愚劣なる声明書を発表して、この声明書の中で、「みずから政治的野心と革命的闘争の野望を満たそうとする暴挙にほかならない」と言つておる。私は、どなたがこの声明を起草されたか知りませんが、少くとも革命的闘争といふのは、一九一七年ソ連に起きたような、いわゆる政治的なゼネストをさすものであつて、今次春季闘争は、国家権力を奪取したり、国家の機構を破壊しようといふような政治闘争では断じてないといふことを申し上げたいのであります。せつかくでございませうが、新制中学校の社会科の知識すらないような、かくのごとき愚劣きわまる声明は、そのまゝそつくりお返しをしたいと思います。(拍手)

さらに、声明はこう言つておる。「われわれは国民経済の興隆と国民生活の繁栄のため、労働運動の正常化と健全化を希う見地から、総評傘下の組合員

諸君が此度の幹部の企図に対し、厳正な判断を下して良識ある行動に出られんことを望む」そこで、私は、これを次のように読みかへたいのであります。す。われわれは、自由民主党及び鳩山政府の正常化と健全化を願ひ見地から、自民党傘下の全党員諸君が、このたびの自民党幹部の企図に対し、厳正なる判断を下して、公労法及び国家公務員法を遵守するよう良識ある行動に出られんことを望んでやまない、と申し上げたいのでございませう。(拍手)

また、倉石労働大臣は、労働大臣に就任されました際、私はプロレスのレフエリのような公平な態度で臨みたいと言つておられます。ところが、どうでございませう。まだリングの上で上つていないところの相手の労働者を、すでにこのレフエリはレスラーになつて、武装して、情容敵もなく弾圧、どうかつ、威嚇をもつてなぐつておるのでございませう。(拍手)かくのごときは、断じて公平なるレフエリでもなければ、また、中立性を保持しなければならぬ労働大臣のやるべき態度ではないのでございませう。私は、倉石労働大臣は個人としては尊敬しておりますけれども、今日、自由民主党及び鳩山内閣を基礎として労働行政をつかさどつておられますが、この労働行政は、現下の状態をさらに混乱に導くところの、破壊的な、挑発的な、全く私どもの排撃すべき労働行政と考へますから、労働行政の担任者として是不適格でございませう。鳩山内閣総理大臣は、この際倉石労働大臣を罷免なさる意思があるかどうか、これを一つ明確にお答え願ひたいと思ひるのでございませう。(拍手)

以上をもつて私は質問を終りたいと思ひますが、重ねて申し上げます。私は鳩山内閣総理大臣に対して答弁を要求しておるのでございまして、その他閣僚の答弁は要求いたしません。なお必要があれば再質問するということをお願いいたします。私の緊急質問を終りたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 赤松君の御質問にお答えをいたします。
第一に、労働資金規定の基礎について御質問がございましたが、この点につきましましては、先刻石橋通産大臣並びに倉石労働大臣より説明がございましたので明瞭だと思ひますから、私は重複しませぬ。

第二は、組合の正当なる行為に對して干渉する考えは持つておりません。ただ、その違法顯著なるスト行為に對しては法治国として干渉しなくてはならぬのは、これは当然でございませう。第三について、党の声明書の撤回の意思があるかといふようなお話がございましたが、撤回の意思はございませぬ。(拍手)

倉石労働大臣罷免の意思があるかといふ御質問がございましたが、罷免の意思はございませぬ。(拍手)

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明
○議長(金谷秀次君) これより憲法調査会法案の趣旨の説明を求めます。提出者山崎巖君。
〔山崎巖君登壇〕
○山崎巖君 ただいま議題となりました憲法調査会法案につきまして、提案の理由及び法律案の概要について御説明を申し上げます。

現行憲法が民主主義と平和主義並びに基本的人権の尊重にその基本的原則を貫く点におきましては、何人もこれを不可とするものはないと信じます。しかしながら、現行憲法が、昭和二十一年、占領の初期において、連合國最高司令官の要請に基き、きわめて短期間に立案、制定せられたものであり、真に國民の自由意思によるものにあらずることは、否定しがたき事実であります。(拍手)さらに、また、過去約九カ年間にわたる実施の経験にかんがみまして、わが國情に照らし種々検討を要すべき点の存すること、これを認めなければならぬことと存するのであります。ここにおきまして、この際新たな國民の立場に立つて現行日本國憲法に全面的検討を加へますことは、わが國の獨立の完成のためにも、はたまた、再建日本將來の繁榮と國民福祉の向上のためにも、きわめて緊要なことであり、そのためには、すみやかに有力なる憲法の調査審議機關を設けることが必要であると考えまして、ここに本法律案を提出いたしました次第でございませう。(拍手)

本法律案は、右の趣旨に基き、日本國憲法に検討を加へ、關係諸問題を調査、審議するための機關として憲法調査会を設けんとするものであります。その構成につきましては、憲法問題の重大性にかんがみまして、広く衆知を集め、公正なる世論を反映せしめるため、國會議員三十名及び學識経験ある者二十名、合計五十名以内の委員をもつて組織することといたしておるのであります。また、調査会には、会長一名、副会長二名を置くことになつておりますが、いずれも委員の互選

昭和三十一年二月十六日 衆議院會議第九号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する下川君の質疑 議長長の報告

によることといたしております。右の
は、調査会には専門委員及び幹事を
置くことに、事務局を設けることと
し、事務局員以下の職員をして事務を
処理せしめることといたしておるので
あります。

この調査会は、これを内閣に置くの
であります。その運営につきましては
は、特別の諮問を待つことなく、あく
まで自主的な立場において調査、審議
せんとするものであり、その結果につ
いては、内閣または内閣を通じて国会
に報告することといたしておるのであ
ります。

以上が本法律案提出の理由並びに法
律案の要旨であります。何とぞ、慎重
御審議の上、すみやかに可決せられん
ことを切望いたします。(拍手)

憲法調査会法案(岸信介君外六十
名提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨
の説明に対する質疑に入ります。下川
儀太郎君。

「下川儀太郎君登壇」
○下川儀太郎君 私は、日本社会党を
代表して、ただいま提案になりました
憲法調査会法案に対し、いささか質問
せんとするものであります。

なお、本論に入る前に、若干提案者
に質問したいと思つております。すなわ
ち、本提案者である山崎巖君の警保局
長時代に私は治安維持法に問われ、死
に値する屈辱と辛苦を与えられました
が、年々つて、今日、その捕えられた者
と捕えられた者が憲法改正をめぐって対
決することは、まことに感概無量でござ
います。(拍手)しかし、私はいたず
らに個人を責めるのではございませ

ん。そのあなたの背後にあつて権力を
ふるつた冷酷無情な明治憲法に対する
痛烈なる怒りを私は覚えるものでござ
います。(拍手)私は、それらの過去を
思い見るときに、明治憲法の代弁者と
して、いろいろと過去における人々が
やつて参りましたそれらのあやまち
を、もしみずから反省するならば、
――今度の憲法の改正案の中には、
いろいろと旧憲法の復活という意図が
盛られておられますが、もし提案者にし
て過去のすべての反省の上に立つなら
ば、こうした提案とか、あるいは憲法
改正のリーダーにはなり得ないと私は
考えます。(拍手)しかるに、現実には、
そのいすにすわつておる。私は、その
正体の中に、本法案の性格と意図する
ところがそこに見えておるのでありま
す。すなわち、この姿こそが、権力政
治へ逆行せんとする鳩山内閣並びに自
民党諸君の偽らざる夢であらうと私は
考えます。(拍手)過去の暗黒政治を
顧み、憲法改正の論議を前にして、提
案者は何を考へておられるか、その反
省の上に立つての所見をお伺いしたい
と思つております。(拍手)

次に、これも特に聞きただしておき
たいことは、本案は過ぐる第二十二回
国会に提案せられております。このとき
に、この法案の重要性によって多くの
世論が巻き起つておる際に、その審議
に當つて、内閣委員会におきまして
は、わずかに三時間通過せしめられ
たのでございまして。まさに、議政治
の否認、民主主義の仮面をかぶつた
ファシストの正体を私は見抜きまし
た。すでに、本案は、わが国の運命を
決する再軍備その他の重大法案を内閣
しているだけに、その審議には慎重を

期さなければなりません。従つて、本
案に対する扱いについて、政府及び自
民党は、昨年の轍を繰り返すのか、は
たまた民主的ルールを守らんとするの
か、まず、この点について、鳩山総理
並びに提案者から、自民党を代表し
て、明確なる答弁をお願いしたいと思
ひます。(拍手)

次いで本論に入ります。鳩山総
理並びに自民党の諸君は、現行憲法を
アメリカ憲法、マッカーサー憲法と非
難し、それを改正の根拠とされてお
る。ところが、天につばきするにひとし
いものであります。なるほど、形式的に
は、マッカーサー占領当時、アメリカ
の示唆するところが多かつたかもしれ
ませんが、しかし、形式は問題ではな
いのであります。それは、かつて日本
の憲法がドイツ憲法やフランス憲法等
と呼ばれたのと同様に、問題はその憲
法がとつてゐる原則であつて、特に重
視すべきは、西欧諸国家の憲法の基幹
として作られてゐる民主政治と人権尊
重の精神でございまして。これはすでに
世界のものとなつております。従つ
て、現行日本憲法が尊重せられるゆゑ
んは、これら西欧諸国家の憲法よりはる
かにヒューマニティに貫かれてゐる点
でございまして。真実に愛情に燃えた平
和憲法の美をみずから刈り取らんとす
る道は、決して文化国家の政治家のな
すべき行為ではないと考えますが、鳩
山総理並びに提案者の御答弁を願ひ
たい。(拍手)

また、押しつけ憲法と言つておりま
すが、平和憲法制定当時は、明らか
に、各党一致をもつて、各所に随喜と
賛美の声をあげております。それで、
今日に至つて自民党は豹変し、みずか

ら賛美した憲法を押しつけ憲法と言
うゆゑんは、まことに今日の日本政府並
びに……日ソ交渉等によつて……ある
いは防衛の対象の中に……
「どうした、どうした」「脳貧血
だ、病氣だ」「休憩しろ、休憩し
ろ」と呼び、その他発言する者多
し」

○議長(益谷秀次君) 暫時休憩いたし
ます。
午後二時四十分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らな
かつた〕

出席國務大臣
内閣総理大臣 鳩山 一郎君
法務大臣 牧野 良三君
外務大臣 重光 葵君
文部大臣 清瀬 一郎君
通商産業大臣 石橋 湛山君
運輸大臣 吉野 信次君
郵政大臣 村上 勇君
労働大臣 倉石 忠雄君
国務大臣 大藤 唯男君
国務大臣 太田 正孝君
国務大臣 正力松太郎君
国務大臣 高橋達之助君
国務大臣 船田 中君
出席政府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君
法制局長官 林 修三君
警察庁長官 石井 榮三君

朗読を省略した報告
一、去る十四日次の法律の公布を奏上
し、その旨衆議院に通知した。
砂利採取法

一、去る十四日本院は衆議院議員松田
竹千代君がドミニカ国と貿易及び移
住の問題について交渉する日本政府
代表に就くことができることを議決した
旨内閣に通知した。

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長
宛、去る十三日議長において承認し
た丸山信を去る十四日政府委員に任
命した旨の通知を受領した。
一、去る十四日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
内閣委員会
理事 宮澤 胤男君(理事山本正
一君去る十四日理事辞任
につきその補欠)

大蔵委員会
理事 春日 一幸君(理事春日一
幸君去る十三日委員辞任
につきその補欠)
文教委員会
理事 高村 坂彦君(理事町村金
五君去る十四日理事辞任
につきその補欠)

一、去る十四日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 門司 亮君
法務委員 辻原 弘市君
外務委員 福田 昌子君
大蔵委員 足鹿 覺君
文教委員 山花 秀雄君
社会労働委員 河野 金昇君
商工委員 矢尾喜三郎君
建設委員 帆足 計君
荒船清十郎君 久保田輪松君
予算委員 高村 坂彦君 井堀 繁雄君
春日 一幸君 神近 市子君
竹谷源太郎君 榎 兼次郎君

一、去る十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 山花 秀雄君

法務委員 神近 市子君

外務委員 帆足 計君

大蔵委員 春日 一幸君

文政委員 竹谷源太郎君

社会労働委員 高村 坂彦君

商工委員 井堀 繁雄君

建設委員 福田 昌子君

久野 忠治君 榎 兼次郎君

河野 金昇君 矢尾喜三郎君

足鹿 覺君 辻原 弘市君

門司 亮君 久保田鶴松君

一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 細田 綱吉君

地方行政委員 山花 秀雄君

外務委員 帆足 計君

農林水産委員 田中幾三郎君

稲富 稔人君 福田 昌子君

商工委員 福田 昌子君

予算委員 足鹿 覺君 門司 亮君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 稲富 稔人君

地方行政委員 門司 亮君

外務委員 福田 昌子君

農林水産委員 田中幾三郎君

稲富 稔人君 福田 昌子君

商工委員 福田 昌子君

予算委員 足鹿 覺君 門司 亮君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 稲富 稔人君

地方行政委員 門司 亮君

外務委員 福田 昌子君

農林水産委員 田中幾三郎君

稲富 稔人君 福田 昌子君

商工委員 福田 昌子君

予算委員 足鹿 覺君 門司 亮君

一、去る十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案
一、去る十四日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。
町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案
一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)
以上二件 内閣委員会 付託
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
正する法律案(内閣提出第四四号)
地方行政委員会 付託
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
以上三件 大蔵委員会 付託
一、去る十四日予備審査のため内閣から送附された議案は次の委員会に付託された。
町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(予)

一、去る十四日参議院に送附した内閣提出案は次の通りである。
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送附した。
憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)
一、去る十四日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
砂利採取法案
一、昨十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
労働保険審査官及び労働保険審査会法案
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案
一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
地方行政委員会 付託
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案(内閣提出第四九号)
労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出第四八号)
大蔵委員会 付託
社会労働委員会 付託
一、昨十五日参議院から、次の内閣提出案(第二十二回国会)を撤回することと承諾した旨の通知書を受領した。
地方公務員法の一部を改正する法律案
一、今十六日提出した緊急質問は次の通りである。
総評の春季闘争に関する緊急質問(田中伊三次君提出)
春季賃上げ闘争に関する緊急質問(赤松勇君提出)

とを承諾した旨の通知書を受領した。
地方公務員法の一部を改正する法律案
一、今十六日提出した緊急質問は次の通りである。
総評の春季闘争に関する緊急質問(田中伊三次君提出)
春季賃上げ闘争に関する緊急質問(赤松勇君提出)

衆議院会議録第八号中正誤
頁段行 誤 正
三 末 四 討論を 討論を

昭和三十一年二月十六日 衆議院會議録第九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三 東京官報課